

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和5年5月時点
(専門人材育成・定着促進助成)

(補助対象事業所について)

No.	Q	A
1	障害者総合支援法による指定事業所は、補助対象事業所となりますか。	対象となりません。 介護保険法による指定事業所で「交付要綱別表1」に記載されたサービス種別（コードAからT）の事業所が対象となります。
2	介護予防と介護給付の指定を同時に受けている事業所は、2事業所とみなされますか。	みなされません。1事業所として、申請してください。
3	専門人材育成・定着促進助成金を受給するための補助要件を教えてください。	以下の（1）又は（2）が補助要件となります。なお、以下に記載する以外の補助要件等については、交付要綱別紙1、別紙2や別表2-1、別表2-2を御確認ください。 （1）以下、①②③の全てを満たすこと（交付要綱別紙1.別表2-1） ①キャリアパス導入促進事業費補助を受給した初年度から3年間継続して受給していること。ただし、初年度は令和2年度とする。 ②①の初年度から起算して2年目と3年目の平均離職率が、キャリアパス導入促進事業費補助導入前2年間の平均離職率より低下していること。 ③①の初年度から起算して2年目と3年目の平均離職率が、30%以下となること。 ※令和5年度の場合、上記①から③の内容は、以下の通りになります。 ①については、令和2年度から3年間継続して受給していること。 ②については、令和3年度、令和4年度の平均離職率が、平成30年度、令和元年度の平均離職率より低下していること。 ③令和3年度、令和4年度の平均離職率が、30%以下となること。 --- （2）以下、①②のいずれも満たすこと（交付要綱別紙2、別表2-2） ①専門人材育成・定着促進助成交付要綱に基づき補助金を受給していること。 ②令和4年度の離職率が、令和3年度の離職率以下になること。 ※令和5年度の場合、上記①の内容は、以下の通りになります。 令和4年度に、専門人材育成・定着促進助成交付要綱に基づき補助金を受給していること。
4	これまでキャリアパス導入促進事業費補助を受給したことがありませんが、専門人材育成・定着促進助成金を申請することができますか？	申請することはできません。 ①キャリアパス導入促進事業費補助を3年間継続して受給していること、又は ②「令和4年度東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金（専門人材育成・定着促進助成）交付要綱」（以下「専門人材育成・定着促進助成交付要綱」という。）にて助成を受けていること 等が必要となります。 上記①は、令和5年度の場合、令和元年度から継続して受給している事業所が補助対象となります。 その他の補助要件については、交付要綱別紙1、別紙2や別表2-1、別表2-2をご覧ください。

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和5年5月時点
(専門人材育成・定着促進助成)

5	令和元年度から令和3年度までキャリアパス導入促進事業費補助を3年間継続して受給し、離職率等改善しました。令和4年度、助成金について申請を失念しており、補助を受けていません。この場合には、令和5年度に申請して良いですか。	申請することはできません。
---	---	---------------

(補助基準について)

No.	Q	A
6	令和2年度から令和4年度までキャリアパス導入促進事業費補助を3年間継続して受給し、離職率等改善しました。 補助を申請するに当たり、レベル認定者の人数に条件はありますか。	・レベル認定者の人数が2人以下の場合は900千円、3人以上の場合は1,800千円の補助基準が適用されます。但し、令和4年度のキャリアパス導入促進事業費補助の補助対象となったレベル認定者で数をカウントします。(交付要綱別表2-1)
7	令和4年度に、専門人材育成・定着促進助成交付要綱に基づき補助金を受給し、離職率等改善しました。 補助を申請するに当たり、補助基準の額はいくらになりますか。	・交付要綱別表2-1 2補助基準にて適用した補助基準の額に応じて、 (1) 又は(2)のとおりとなります。(交付要綱別表2-2) (1) 補助基準の額が900千円の場合 1,100千円 (2) 補助基準の額が1,800千円の場合 2,200千円

(申請手続き等について)

No.	Q	A
8	申請書類に、雇用保険一般被保険者について記載する項目があります。 雇用保険一般被保険者のことや一般被保険者の算定方法について教えてください。	雇用保険の被保険者の一種です。 一般被保険者の詳細については、管轄の公共職業安定所にお問い合わせください。
9	別記様式第1号-3及び大1号-7の*1に記載されている、ア「定年退職による離職者」、イ「重責解雇による離職者」、ウ「役員昇格、労働者の個人的な事情による労働時間の短縮により雇用保険一般被保険者資格を喪失した者」の判断について教えてください。	管轄の公共職業安定所にお問い合わせください。

東京都介護職員キャリアパス導入促進事業費補助金 Q & A ※令和5年5月時点
(専門人材育成・定着促進助成)

10	<p>(同一法人内で転勤した場合) 令和3年4月1日において、雇用保険一般被保険者である介護職員A氏が、令和3年8月1日に同一法人内の他の事業所に転勤することになりました。別記様式第1号-3の離職率を算定する場合に、A氏の算定方法を教えてください。</p>	<p>まず、A氏は令和3年4月1日において、雇用保険一般被保険者であるため、別記様式第1号-3のB欄に含まれます。 また、A氏は同一法人内での転勤のため、C欄には該当しません。</p>
11	<p>助成金の使途について教えてください。</p>	<p>特に定めていませんが、本事業の目的である介護人材の育成や定着促進に向けて、助成金を活用してください。</p>